



旭川市へのGX・DX・AI 産業の集積に向けた ゾーニングマップ【概要版】

■旭川市(以下「本市」という。)は、令和 6 年 3 月、「旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「計画」という。)を改定し、市域における二酸化炭素排出量の推計や削減目標の設定、再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の導入ポテンシャルの整理等を行った。

また、計画に基づき、令和 7 年 2 月、旭山動物園を起点とした地域循環型エネルギーシステムの構築に向けた基本計画の策定、脱炭素モデルの構築や本モデルの展開可能性等の検討を行った。

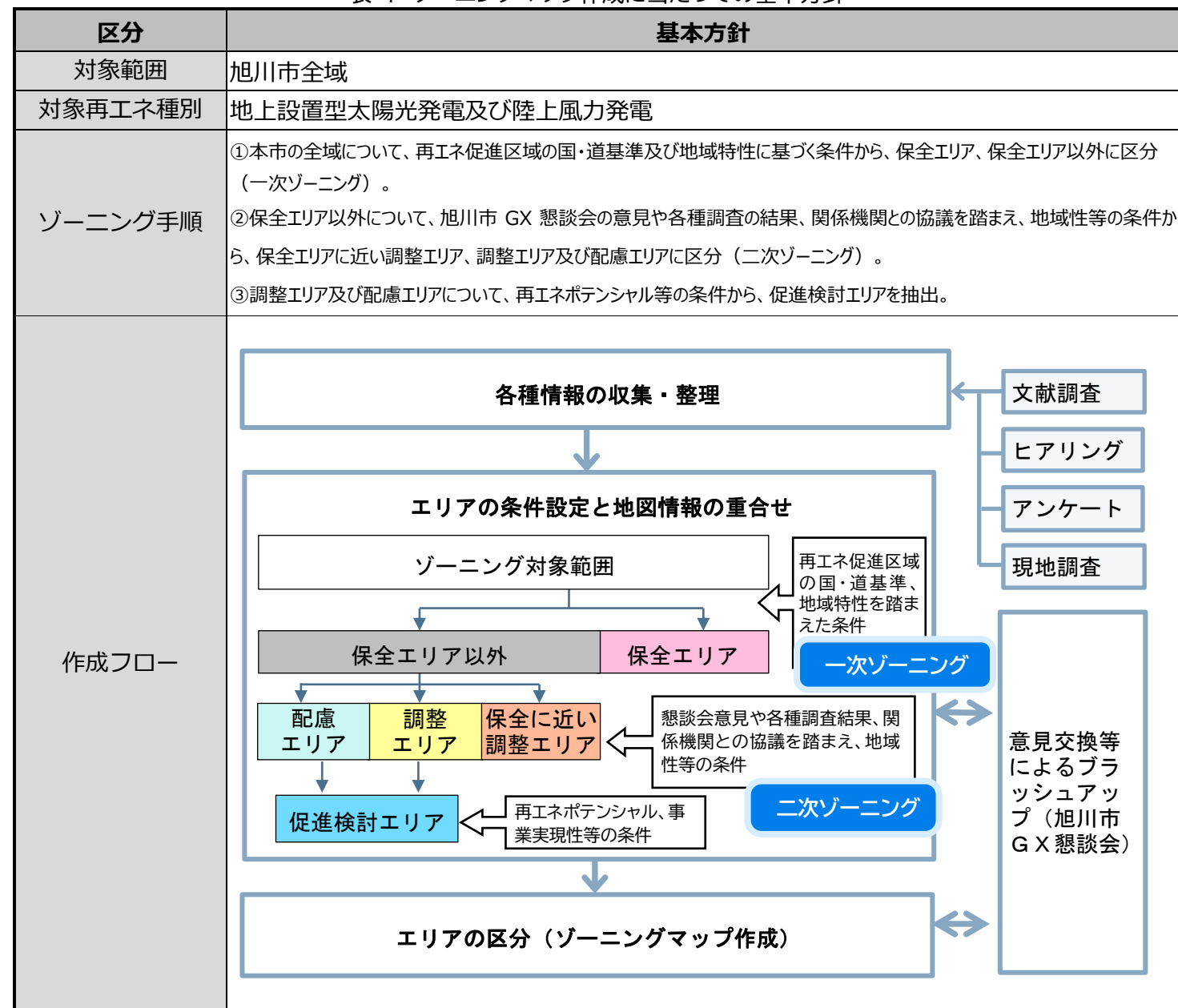
■本市は、上記の経過を踏まえ、昨年度(令和7年度)、環境に配慮しつつ地域の創生に資する再エネの導入を促進すべく、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に向け、ゾーニングの調査・検討を行った。

1 ゾーニングマップ作成の基本方針

■本市のゾーニングマップは、地上設置型太陽光発電及び陸上風力発電について、再エネ促進区域の国・道基準に加え、地域特性に基づく市特有の条件を考慮したエリア区分の結果である。

■作成に当たっての基本方針は、以下のとおりである。

表 1 ゾーニングマップ作成に当たっての基本方針



2 エリア区分の設定

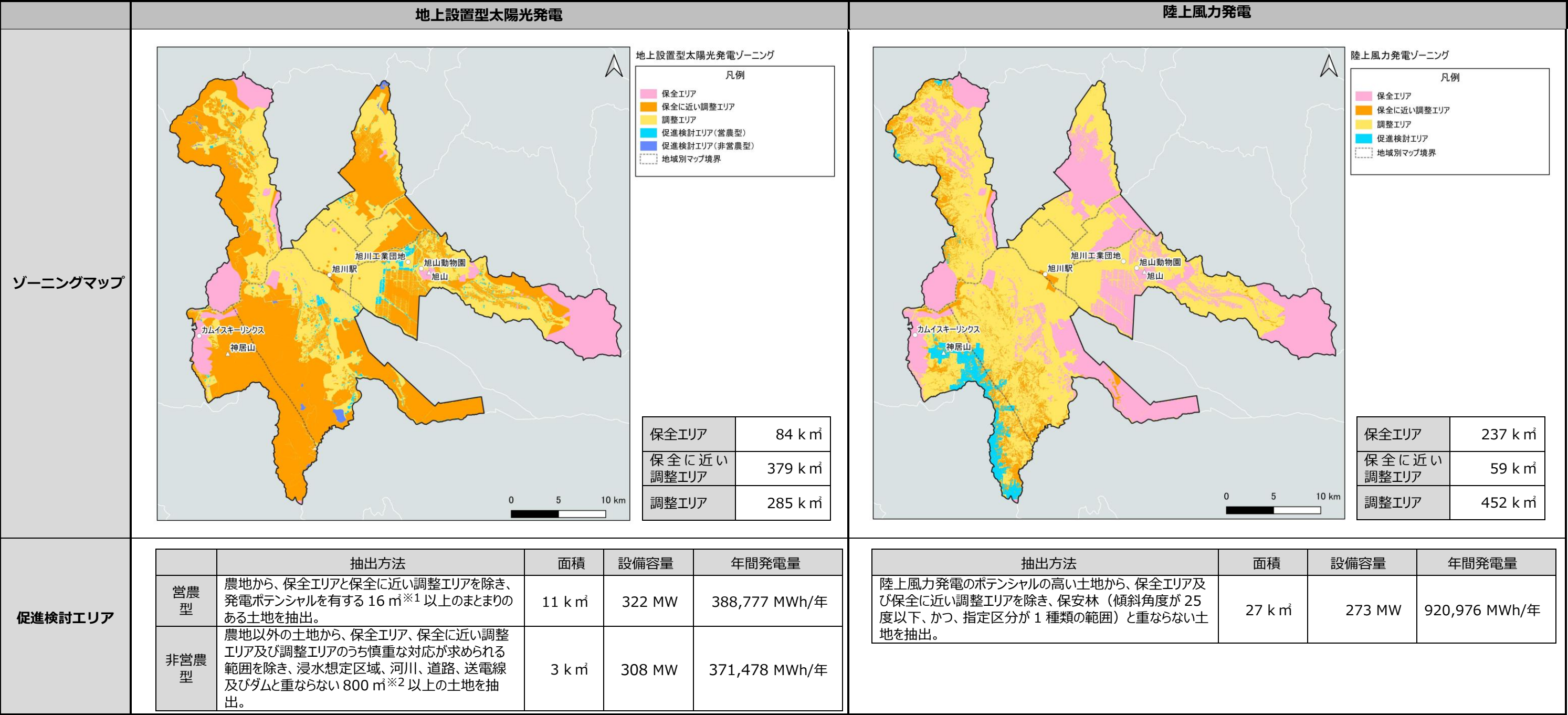
ゾーニングにおいて、文献調査を通じて一定程度絞り込んだエリアに関し、ヒアリング調査や現地調査等を通じて把握した自然環境や利用実態等に基づき、以下のとおりエリアを区分した。

表 2 ゾーニングにおけるエリア区分

区分	定義	促進区域設定	レイヤー情報
保全エリア	法令等により立地困難又は重大な環境影響が懸念される等により環境保全を優先するエリア	×不可	■砂防指定地、■地すべり防止区域、■急傾斜地崩落危険区域、■土砂災害特別警戒区域、■土砂災害警戒区域、■鳥獣保護区（国・道指定）、■IBA(重要野鳥生息地）（市街地を除く）、■保護林、■要措置区域、■国指定重要文化財、■北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）、■農用地区域内農地（※陸上風力のみ）、■甲種農地に該当する区域（※陸上風力のみ） ※マップに示せない区域・事項 ■河川区域、■学術自然保護地区、■自然景観保護地区、■環境緑地保護地区
保全に近い調整エリア	一律に除外すべきとまではいえないものの、環境保全や防災に支障を及ぼすおそれがないよう考慮が必要なエリアのうち、再エネ導入の難易度が高いエリア	△可能だが考慮事項が多く、難易度が高い	■水資源保全地域、■保安林（国有林その他）（※陸上風力のみ、傾斜 25 度以上の箇所及び指定区分が 2 種類以上の林班）■KBA（生物多様性重要地域）、■特定植物群落、■植生自然度 10 の区域、■巨樹・巨木林、■景観計画重点区域、国指定文化財（重要文化財を除く）、■北海道指定文化財（有形文化財を除く）、■記念保護樹木、■農用地区域内農地（※太陽光のみ、営農型太陽光発電に限る）、■甲種農地に該当する区域（※太陽光のみ、営農型太陽光発電に限る）、■旭川空港制限表面（※陸上風力のみ） ※マップに示せない区域・事項 ■鳥類の重要種の分布、■レッドリスト掲載種、■指定希少野生動植物種
調整エリア	一律に除外すべきとまではいえないものの環境保全や防災に支障を及ぼすおそれがないよう考慮が必要なエリア	○可能	■営農飲雑用水施設とその集水域、■重要な地形・地質、■保安林（※陸上風力のみ、傾斜 25 度以上の箇所及び指定区分が 2 種類以上の林班を除いたもの）、■地域森林計画対象民有林、■山地災害危険地区、■保全対象施設学校・病院・福祉施設・住宅地等、■冬鳥、渡り鳥の終結地、■コウモリ類の分布、■植生自然度 8・9 の区域、■長距離自然歩道、■都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）、■形質変更時要届出区域、■廃棄物が地下にある土地に係る指定区域、■公園、■下水道、■特定盛土等規制区域、■雪捨て場、■伝搬障害防止区域（※陸上風力のみ）、■自然景観資源地質、自然景観、■蛇紋岩地植生 ※マップに示せない区域・事項 ■公共用水域の水質測定結果（※太陽光のみ）、■鳥の渡りのルート（※陸上風力のみ）、■動物の分布状況、■道路区域
配慮エリア	保全エリア、保全に近い調整エリア及び調整エリア以外に該当し、再エネを導入する上で留意すべき事項が含まれるエリア	○可能	該当無し
促進検討エリア	保全エリア及び保全に近い調整エリア以外の区域で、環境面・社会面から再エネ導入の促進検討が可能なエリア	◎可能かつ有望	■地上設置型太陽光発電（農地/営農型太陽光発電、非農地/非営農型太陽光発電の 2 種類） ■陸上風力発電

3 ゾーニングマップ

表 3 ゾーニングマップ



4 環境配慮事項の整理

保全エリア以外のエリアについて、事業者が再エネ事業を計画・実施する際、環境保全のために配慮すべき事項として、以下のとおり整理。

表 4 環境配慮事項の項目一覧

環境配慮事項	太陽光	陸上風力	環境配慮事項	太陽光	陸上風力
土地の安定性への影響	○	○	地域を特徴づける生態系への影響	○	○
水の濁りによる影響	○	—	重要な地形及び地質への影響	○	○
雨水等による影響	○	○	旭川市の恵まれた自然への影響	○	○
騒音による生活環境への影響	○	○	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	○	○
反射光による生活環境への影響	○	—	主要な人と自然との触合いの活動の場への影響	○	○
影による影響	—	○	その他の事項（農業への影響）	○	○
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	○	○	その他の事項（通信障害）	—	○
植物の重要な種及び重要な群落への影響	○	○	その他の事項（適切な運用・管理）	○	○

※1 環境省「令和 3 年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書」（令和 4 年 3 月）における営農型太陽光の設置単位。
※2 林野庁「令和 3 年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書」（令和 4 年 1 月）より、小規模林地開発における太陽光発電施設に関する調査結果をもとに、50kW 規模の発電に必要な面積を約 800 m²と想定。

5 ガイドライン案等(概要)

再生可能エネルギー発電設備の設置等について、以下のとおりガイドライン案等(概要)を整理。

表 5 ガイドライン案等(概要)

	保全エリア	保全エリア以外		促進検討エリア
		保全に近い調整エリア	調整エリア	
設置可否	設置不可	法令やガイドラインの遵守を条件に設置を可とする。		
設置に当たっての配慮	－	災害の防止等への配慮を求める。		
本市との事前協議	－	事前協議・事前周知を行うものとする。		
地域住民への事前周知	－	事前協議書、周知計画書や周知結果報告書を提出するものとする。		
地域住民の理解・同意	－	事業の実施に当たっては、地域住民の理解・同意を得るものとする。		
各種届出	－	工事着手届、設置完了届、事業者変更届、事業廃止・終了届等を提出するものとする。		
設置後の管理	－	適切な管理を求める。		
促進区域の設定	－	促進区域は原則として設定しない。	促進区域の設定の可否を検討する。	促進区域の設定を積極的に検討する。